

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
①・無期限	
平成18年9月19日から 平成19年9月18日まで	

基監発第 0919001 号  
平成18年9月19日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

技能実習生を受け入れている事業場に対する重点的な監督指導の実施について

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保については、これまで平成5年10月6日付け基発第592号「技能実習制度」の導入に伴う労働基準行政の運営についてを始めとする種々の通達等に基づき、技能実習生を受け入れている事業場（以下「受入事業場」という。）に対する監督指導等や必要に応じた技能実習生受入事業を行う団体（以下「受入団体」という。）に対する指導を実施しているところであり、さらに、先般、新たに出入国管理機関との相互通報制度を構築し、その強化を図ったところである。

このような中で、受入事業場に対する監督指導結果をみると、依然として違反率が8割を超える等、使用者の遵法意識が必ずしも浸透しているとは言い難い状況にあり、中には、関係書類の偽造や技能実習生に法令違反の事実を口止めさせる等の隠蔽工作を行うといった極めて悪質な事例が認められたところである。

また、技能実習生に係る問題については、依然としてマスコミや国会審議等で取り上げられるとともに、昨今においては技能実習制度の見直しに向けての議論も盛んに行われ、さらに本年6月に関係省庁副大臣による「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」から技能実習制度に係る提言がなされる等、技能実習制度に係る社会的関心はこれまで以上に高いところである。

については、技能実習生に係る法定労働条件の履行確保をさらに一層徹底して

いくため、緊急の取組として

監督指導を下記に

より行うこととしたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

## 記

1

2 監督指導対象事業場

3 監督指導の実施時期

平成 18 年 11 月を中心として実施すること。

4 監督指導の重点事項

5 監督指導に当たっての留意点

- (1) 監督指導を行うに当たっては、平成16年10月22日付け基監発第1022001号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導に当たって留意すべき事項について」に留意すること。
- (2) 監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合には、司法処分も含め厳正な対応を行うこと。

- (4) 本監督指導に当たっては、別添「技能実習生受入事業場に対する監督指導付表」(以下「監督付表」という。)を作成すること。

監督付表は、平成18年10月1日から同年12月末までの間に実施した監督指導において作成することとし、その写しを平成19年1月15日(月)までに本省監督課あて報告すること。

技能実習生受入事業場に対する監督指導付表

局 署

事業場名			受入団体名		
業種	業				
労働者数	男	名	女	名	計 名 (企業全体 名)
技能実習生	男	名	女	名	男 名 女 名
国籍					

